平成２２年（フ）第１９１号
長野県北安曇郡白馬村大字北城18900番地３
債務者　辻　　道晴
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１９４号
長野県大町市社6434番地５
債務者　松井　和彦
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２２７号
長野市吉田５丁目８番18号　横田コーポＣ号
債務者　十代田エリ
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
長野市大字大豆島6195番地２　コンフォルタ－ブル51・101
債務者　中村　義彦
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
宮城県遠田郡美里町平針字中川前二番５番地１
債務者　佐々木　衛
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
福島県相馬市尾浜字追川１番地の16
債務者　高玉　幸男
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第９２号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字田土ケ入３番地94
債務者　生出　一子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第２０７２号
名古屋市東区新出来２丁目１番15号　クロサスレジデンス徳川園102号
債務者　二村　孝子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０７３号
名古屋市東区新出来２丁目１番15号　クロサスレジデンス徳川園102号
債務者　村山　彰子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１３０号
名古屋市南区平子２丁目20番11号　ハイツ都303号
債務者　松永　君子（旧姓南）
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６２号
兵庫県淡路市佐野706番地３バーゼル七番館112号室、申立時の住所兵庫県三田市つつじが丘北１丁目２番地９
債務者　辻　　秀人
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８８号
神戸市北区君影町２丁目１番43―302号、従前の住所神戸市西区高雄台18番７号
債務者　網谷　英明
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１３号
神戸市北区藤原台南町３丁目10番１―Ｄ202号
債務者　津田　明彦
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１６号
神戸市中央区東雲通２丁目３番９号サンライズヒラタ301号
債務者　一遊こと鈴木資倫こと　金　　資倫
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９２０号
神戸市灘区青谷町３丁目１番25号吉川マンション301
債務者　藤生明日香
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９２１号
神戸市東灘区御影中町２丁目８番９号
債務者　津田　太郎
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３９号
神戸市垂水区西舞子２丁目７番27―310号
債務者　藤川　真理
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部